

## 和光市告示第283号

和光市優秀建設工事施工者等表彰要綱を次のように定める。

令和3年10月28日

和光市長 柴崎 光子

### 和光市優秀建設工事施工者等表彰要綱

和光市優秀建設工事施工者表彰要綱（平成30年告示第189号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この告示は、工事の施工者のうち当該工事を優秀な成績で完成したもの及び災害その他の緊急事態において人材、資機材、建設技術等を供出し公益に貢献した市内の事業者のうちその実績が顕著であったものを表彰するために必要な事項を定めることにより、建設技術の向上を促し、もって市における工事の品質の向上及び適正な施工の確保に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 市（上下水道事業を含む。）が発注した建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 施工者 工事を法第2条第5項に定める元請負人として受注した者をいう。

#### （表彰の種類等）

第3条 この告示による表彰の種類は、優秀建設工事施工者表彰（以下「施工者表彰」という。）及び地域の守り手功労者表彰（以下「功労者表彰」という。）とする。

2 施工者表彰の区分は、土木工事部門及び建築工事部門とする。

#### （施工者表彰）

第4条 施工者表彰は、表彰を行う年度の前年度（以下「表彰基準年度」という。）に請負金額が500万円以上の工事（共同企業体を構成して施工したもの又は災害時等における緊急を要するものを除く。以下「対象工事」という。）を完成させた施工者で、対象工事を優秀な成績で完成し、かつ、対象工事において他の模範となる施工を行った者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うことができる。

(1) 表彰基準年度において、対象工事を2件以上（表彰基準年度において、対象工事を2件以上施工したものがいない場合は、1件以上）施工し、別に定める基準により算出した工事成績評定点（対象者が施工している表彰基準年度において施工した対象工事のすべての工事成績評定点の平均点をいう。）が高い者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 特に困難な施工条件を克服して工事を完成した者

イ 景観への配慮又は創意工夫を凝らした工事を施工した者

ウ 前2号に掲げるもののほか、優秀な業績又は実績をあげたと市長が認める者

（功労者表彰）

第5条 功労者表彰は、和光市入札参加資格を有する市内の事業者で、災害その他の緊急事態において人材、資機材、建設技術等を供出し公益に貢献した者のうち、その実績が顕著であったものに対して行うことができる。

（委員会）

第6条 この告示による表彰の対象となる者（以下「表彰者」という。）を選定するため、和光市優秀建設工事施工者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、表彰者の候補となる者について必要な調査及び審査を行い、表彰者を選定したときは、市長に報告するものとする。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 会議は、非公開とする。

（表彰者の決定）

第7条 市長は、前条第2項の規定による報告に基づき表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の公表)

第9条 市長は、施工者表彰を行ったときは、表彰者の名称及びその対象工事の概要を公表するものとする。

2 市長は、功労者表彰を行ったときは、表彰者の名称及びその表彰の対象となった実績の概要を公表するものとする。

(表彰の取消し等)

第10条 市長は、表彰者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の決定を取り消し、又は表彰状の返還を求めることができる。

- (1) 対象工事の瑕疵又は法令違反等が明らかとなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、表彰を取消す必要があると市長が認めたとき。

(庶務)

第11条 表彰に関する庶務は、企画部財政課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分	職
委員長	企画部長
副委員長	財政課長
委員	資産戦略課長、総務人権課長、都市整備課長、道路安全課長、公園みどり課長、建築課長、水道施設課長、下水道課長及び教育総務課長